

令和6年第3回美祢市議会定例会会議録（その6）

令和6年10月24日（木曜日）

1 出席議員

1番	三善庸平	2番	竹下駿
3番	井上敬	4番	石井和幸
5番	山下安憲	6番	末永義美
7番	藤井敏通	8番	戎屋昭彦
9番	杉山武志	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	竹岡昌治
15番	村田弘司	16番	荒山光広

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	岡崎基代	議会事務局議事調査班長	石田淳司
議会事務局庶務班長	寺埜真輔		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	志賀雅彦
教育長	南順子	病院事業管理者	清水良一
代表監査委員	重村暢之	総務企画部長	佐々木昭治
地方創生監	佃侑祐	市民福祉部長	井上辰巳
建設農林部長	市村祥二	観光商工部長	河村充展
会計管理者	中嶋一彦	教育委員会事務局長	千々松雅幸
上下水道局長	早田忍	病院事業局管理部長	安村芳武
消防長	中野秀爾	総務企画部次長	古屋敦子
総務企画部次長	落合浩志	市民福祉部次長	佐々木靖司
建設農林部次長	中村壽志	病院事業局管理部次長	古屋壮之
総務企画部行政経営課長	新家健司	上下水道局施設課長	吉村昌展

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 日程第2 議案第89号 令和5年度美祢市一般会計決算の認定について
- 日程第3 議案第90号 令和5年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 日程第4 議案第91号 令和5年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 議案第92号 令和5年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 日程第6 議案第93号 令和5年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について
- 日程第7 議案第94号 令和6年度美祢市観光事業会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第86号 美祢市秋芳総合支所外建設工事の請負契約の一部を変更することについて
- 日程第9 議員提出決議案第2号 議案第86号美祢市秋芳総合支所外建設工事の請負契約の一部を変更することについてに対する附帯決議について
- 日程第10 議案第95号 令和6年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第96号 令和5年度美祢市公共下水道秋吉広谷浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について（追認）

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（荒山光広君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 報告します。

本日配付しているものは、議事日程表（第6号）の1件です。

報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、配付している日程表のとおりでありますので、御協力願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、杉山武志議員、秋枝秀稔議員を指名します。

日程第2、議案第89号から日程第8、議案第86号までを会議規則第35条の規定により一括議題とします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 山中佳子君 登壇〕

○総務企業委員長（山中佳子君） ただいまより、去る10月16日に開催した総務企業委員会の委員長報告を行います。

まず、議案の審査結果から報告します。

さきの本会議において、本委員会に付託された議案3件について、委員全員出席のもと慎重に審査したところ、議案第91号については、全会一致で原案のとおり認定しました。

また、議案第94号については、全会一致で原案のとおり可決、議案第86号については、賛成多数により原案のとおり可決しました。

それでは、議案の審査過程において、委員より意見等がありましたので御報告します。

議案第86号美祢市秋芳総合支所外建設工事の請負契約の一部を変更することについて、委員より、このたびの工期延長の原因は、工事請負契約99条の設計図書の変更及び第21条の天候不良によるものであり、これにより——これによる追加費用が765万300円であるが、果たして、美祢市側が全額負担するべきものであるのかとの意見がありました。

また、この議案に対して、村田委員、石井委員及び三善委員から、総務企業委員長あてに附帯決議が提出されました。

内容については、執行部におかれては、美祢市秋芳総合支所外建設工事の請負契約の一部を変更することに至った調査を行い、状況に応じた措置を執られるとともに、その結果を委員会に報告するよう求めるものであります。

この附帯決議案について、全員異議なく附帯決議を付することに決しました。

このほかの所管事項について、委員よりその他の質疑等がありましたが、ここでは割愛します。

以上をもちまして、総務企業委員会の委員長報告を終わります。

〔総務企業委員長 山中佳子君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

〔総務企業委員長 山中佳子君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 末永義美君 登壇〕

○教育民生委員長（末永義美君） ただいまより、去る10月16日に開催した教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から報告します。

さきの本会議において、本委員会に付託された議案3件について、委員全員出席のもと慎重に審査したところ、議案第90号、議案第92号及び議案第93号の全ての議案について、賛成多数により認定しました。

それでは、議案の審査過程において、委員より質疑等がありましたので、主なものについて報告します。

まず、議案第90号令和5年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定について報告します。

委員より、不納欠損の説明があつたが、その対象世帯とその理由について、また、収入未決済の世帯数は幾つかとの質疑に対し、執行部より、不納欠損の滞納世帯については52世帯であり、その中で、財産なしによる滞納処分の執行停止を認めるものが30世帯、また、5年の消滅時効が完成したものが22世帯です。収入未済の世帯

数は309世帯となっていますとの答弁がありました。

次に、議案第92号美祢市介護保険事業特別会計決算の認定についてであります。

委員より、不納欠損について、1年ごとに請求書を送付すれば消滅時効にかからないのかとの質疑に対し、執行部より、消滅時効は法定納期限の翌日から起算して2年ですが、納付誓約書、分納によって、時効を更新することができます。したがって、請求書を送付することで、起算日とはなりませんとの答弁がありました。

また、議案の審査過程においては、委員よりそのほか質疑等がありましたが、内容については割愛します。

以上をもちまして、教育民生委員長報告を終わります。

〔教育民生委員長 末永義美君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 教育民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

〔教育民生委員長 末永義美君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、予算決算委員長の報告を求めます。予算決算委員長。

〔予算決算委員長 戎屋昭彦君 登壇〕

○予算決算委員長（戎屋昭彦君） ただいまより、去る10月17日、18日に開催した予算決算委員会の委員長報告をします。

まず、議案の審査結果から報告します。

さきの本会議において、本委員会に付託された議案第89号令和5年度美祢市一般会計決算の認定について、委員全員出席のもと慎重に審査したところ、賛成多数により認定しました。

それでは、この議案の審査過程において、委員より多くの質疑がなされましたが、ここでは、10月18日に市長出席のもと総括質疑を行いましたので、その内容について主なものを報告します。

委員より、自主財源の柱である市税、法人市民税等が減額となる中、市長は自主財源確保をどのように考えているかとの質疑に対し、市長より、市税等の収入も大切ですが、地方交付税を確保することが非常に大事となります。基準財政需要額と基準財政収入額の差が地方交付税として入ってきます。今後、財政規律を保ち、基準財政需要額を増やし健全性に努めますとの答弁がありました。

また、委員より、経常収支比率の数値が低いほど財政の弾力性を上げることができると、市長はこの数値をどのように考えているかとの質疑に対し、市長より、経常収支比率が高い状況にあります。弾力性を高めるために、適正な職員数、公債費など義務的経費の抑制、市民サービスの低下につながらないように扶助費の見直しも図っていきますとの答弁がありました。

また、委員より、今後事業用資産、インフラ資産の計上により財政硬直時代となる中、市長は財政運営をどのように考えているかとの質疑に対し、市長より、令和12年に起債償還のピークを迎えます。財政硬直化について、計画的な財政運営、設備投資、インフラ整備を進めていかなければなりません。さらなる資産調達、遊休資産の活用など、収入強化対策も行っていくと答弁がありました。

また、委員より、近年、学校の統廃合が起きてくると思うが、行政資産から普通資産に移行して活用するなど、資産運用についてお伺いしたいとの質疑に対し、市長より、学校の閉校となった行政財産の案件もあります。普通財産に移管した場合、提案は受けやすくなると思っています。今後、普通財産に移管すべき洗い出しを行い、遊休資産の活用について指示していきますとの答弁がありました。

また、委員より、行財政運営を実施するために、内部統制を実施する考えについてお伺いすると、市長より、内部統制を行う上でリスクの抽出、把握が大事です。職員の研修会への派遣による知識習得など、可能な限り早い時期に策定してまいりますとの答弁がありました。

また、委員よりその他質疑がありましたが、内容については割愛します。

以上をもちまして、予算決算委員長報告を終わります。

〔予算決算委員長 戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 予算決算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

〔予算決算委員長 戎屋昭彦君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

これより議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第89号令和5年度美祢市一般会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 一般会計について、この会計について反対意見を述べます。

その理由として、まず、女性の管理職登用は5年度は48%——すみません。14.8%になっています。女性活躍社会で、ジェンダー平等が実行されていると思います。

それと、1乗車で100円で利用できるという福祉優待バス事業、また、子どもの医療費の中学校卒業までの所得制限の撤廃など評価できるものもありますが、しかし、国が進めるままの事業政策もあります。

その1つとして、マイナンバーカードの導入、また10月からのインボイス事業などです。このような進める政治に対して、市民を守るという防波堤の役目を果たすべきだと思います。

人口減少対策については、今、美祢市に住んでいる市民が物資両面ともに豊かに住めることが大事ではないかと思います。高校生の医療費の所得制限の撤廃など、無償化はありませんでした。また、保護者が切に願っておられる小中学校の学校給食の無償化の実現もありませんでした。

コロナや物価高で、暮らしが厳しくなっています。そのあらわれに市税や使用料など、期限までに納められないという収入未済額の増加がありました。納付ができるような軽減措置とか、支援制度などあることをきめ細かな支援がされたかということ です。

また、事業の省力化のはずのDX事業で、職員は多忙を極め、夜遅くまで残業しておられました。市民の福祉の向上に寄与するという時間が取れない状況ではなかったかと思います。職員の増員をすべきだという点などあります。

こうした点で、この一般会計の決算に反対いたします。来年度の予算にこうしたことを踏まえて、来年度予算に生かされることを望み意見といたします。

○議長（荒山光広君） その他、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第89号を採決します。本案に対する委員長報告は原案認定であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 結構です。挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり

り認定されました。

日程第3、議案第90号令和5年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） この国保会計に反対いたします。

過去2年間で、保険税が引下げられたことは評価できますが、今回は保険料が下がっていません。基金があります。基金の一部を使ってさらなる減額、そして、子育て世代を応援するための18歳までの保険料を完全無償化にすることを望みます。

あと、本当に国保の被保険者の方、フリーランス、自営業、また農家、本当に厳しくなっています。さらに負担が——基金の一部を使って負担を軽くすることなどに意見といたします。

○議長（荒山光広君） その他、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第90号を採決します。本案に対する委員長報告は原案認定であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 結構です。挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第91号令和5年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第91号を採決します。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第92号令和5年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） この議案に反対いたします。

その理由として、保険料は年金から目減りしています。その年金から容赦なく天引きされています。残った年金で暮らしていくのは本当に大変です。介護保険料は3年間の変更ができません。とすれば、病気で——健康で病気をすることなく過ごすことが大事となっています。その大もとになる居宅介護サービスの事業も大事かと思えます。

まず、この年金から天引きされるこの介護保険、9期においては、引下げていただけるよう要望して、この反対意見といたします。

○議長（荒山光広君） その他、御意見はありませんか。岡山議員。

○11番（岡山 隆君） それではですね、この議案第92号令和5年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定について賛成の意見を述べます。

令和5年度末における介護給付費準備基金は4億2,120万1,736円となっています。

そもそも介護給付費準備基金は、介護保険事業特別会計において発生した余剰金を積立て、財源不足時に取り崩して充当するために設置される基金です。

最終年度において、残高のある場合には、次期保険料を見込むにあたり、最低必要と認められる額を除き取り崩すことは基本的な考え方とされています。

大阪府における介護保険料は、全国最高額7,486円、最も安いのは、山口県5,568円です。これは、2024年5月14日65歳以上の高齢者、2024年から26年度に支払う介護保険料の全国平均が月額6,225円となります。

美祢市における介護保険料の決定は、美祢市高齢者保健福祉推進会議委員のメンバーで決められておられます。美祢市病院事業管理者、医師会、社会福祉協議会、社会福祉法人、介護保険第1号被保険者代表公募委員、県宇部健康福祉センター保健福祉長とまさに介護のことに關しては、プロ中のプロが17名で決定して、介護保険料を決定しているところでございます。

その結果、美祢市において、令和5年度中に決めた令和6年から8年の9期における介護保険料は5,690円と決定しています。令和3年から5年の8期における介護保険料5,840円より150円介護保険料が安くなりますことを高く評価いたしまして、賛成の意見といたします。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第92号を採決します。本案に対する委員長報告は原案認定であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 結構です。挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第93号令和5年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） この議案に反対いたします。

10月からの2割負担になりました。年金も下がって、物価が高騰しています。生活は厳しくなっています。本当に苦しい生活です。高齢者の方、シルバーで働くにしても、本当に収入は少なく、生活が苦しい状況です。

人生100年時代、後期高齢者が元気で美祢市を担っていく、支えていく——担っていくためにも、後期高齢者の2割負担には賛成できません。この議案に——したがって、この議案に反対いたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第93号を採決します。本案に対する委員長報告は原案認定であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 結構です。挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第7、議案第94号令和6年度美祢市観光事業会計補正予算（第4号）の討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第94号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第86号美祢市秋芳総合支所外建設工事の請負契約の一部を変更することについての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） 私は、この議案に反対いたします。

雪が降って工事費が増えたので、契約金額の増額変更をしてほしいというのは、私個人の工事であったらですね、払えません、認めません。また、自分で稼ぐ企業もですね、払わないとは私は思います。

こういう理由で、工事費の増額というのはですね、私はモラルの崩壊につながるのではないかというふうに思っております。

これからの工事はですね、天候が悪ければ、極端に言えばですが、雨が降って工事ができなかったからという理由で、工事費の増額というこういう理由もですね、極端に言えばなっちゃいます。

契約条項にはですね、増額変更があるようですが、この契約状況も、一般常識に基づいた中身になっておるはずですよ。よって、この議案については反対いたします。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他、御意見ありませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 私は、議案86号、本議案について、賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

本議案につきましては、委員会においていろいろ審議、3回ぐらい委員会を開いたと思います。そうした中で、今話がありましたように、契約工事契約の第21条を適用してですね、工事を延期したと、これについて、私は原者負担を求めるべきだというふうに考えております。

委員会で説明を受けましたのは、その21条適用の工事期間の延長とですね、もう1つは実施設計の段階で、防火扉の設計がですね、知識不足なのか、情報不足なのか分かりませんが、防火機能がなかったということでございます。

そうした観点から、2つの原因によって63日間、これ、先ほどの意見の中には工事費の追加とおっしゃったんですが、私が受け止めたのは、建設業法による経費の増加という金額だというふうに認識しております。

私はですね、工事の延伸した現況ですよ、元です。これが工事会社、果たして

工事会社にあっただろうかという疑問を持っております。設計事務所であるというふうに私は思っていますが、その契約書の第38条の中にですね、契約不適合責任を取ることができるというふうになっております。

先ほど話も申し上げました、防火扉の機能がなかったということになりますと、これに適用するんじゃないかと、しかも、この設計が相当遅れたんじゃないかという気がいたします。もし、これが早くできておれば、対応ができておれば生コン打つのも、いわゆる1月の悪天候の状況の中でなくて年内にやれたんじゃないかというふうに思っております。しかも、その不適合責任を追及する機関は、追加するのに2年間は要求できます。

そういう契約の中で、私は扉の問題についてもこれが31日だったですかね、延びたというふうな原因を説明されたんですが、とんでもない話だなあというふうに聞いておりました。

次に、工事監理業務契約をやっているはずですが。これも、いわゆる図書どおり期限内にというのが基本的なことだろうと思います。なぜ、工事が期限内に完成できなかったかということも、長い期間の中で、先ほどの実施設計等も含めて、十分に時間はあっただろうというふうに思います。

以上のことからですね、工期延長の原者たる設計会社並びに工事監理業務会社、この2社に対してですね、私は責任は非常に大きなものがあるというふうに思っております。

先ほども申し上げましたけど、生コンを打つことも1月の20日ですか、予定が、一番天候の悪い時期、委員会でも申し上げましたけど、議会もちょうど視察に行こうというときだったですね。事前にもうキャンセルして、天候も予測しておりました。しかしながら、工事が遅れてるんで、やむなく何とかしようということで踏み切られたんだらうと思います。したがって、責任はむしろ業務監理業者のほうにもあると私は思っております。

そこで、原因責任者2者に対してですね、実施設計業務契約並びに工事監理契約に基づいて、工事責任の追及としかるべき処置をされまして、損害賠償も含めてですね、その完了後、委員会に報告してくれという話も申し上げました。

したがって、その結果を議会にも報告を受け、そして、本日附帯決議がもしそういうことがあるならばですね、私は附帯決議を込めてやるということになれば、果

たして執行部の責任なのかなというふうな気がいたします。

そこで、以上の理由からですね、ぜひ、附帯決議をされた上での賛成をしたいとこのように思っております。賛成の立場で申し上げました。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め——すみません。

先ほど本議案に対する討論を踏まえ、議案採決後に、附帯決議の協議について取り計らいたいと思います。それでは御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第86号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

午前10時35分休憩

-----  
午後1時35分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 報告します。

本日送付しているものは、執行部から、議案第95号及び議案第96号の2件です。

ただいま配付したものは、事務局から、議事日程表（第6号の2）及び議員提出決議案第2号の2件です。

報告を終わります。

○議長（荒山光広君） お諮りします。日程第9から日程第11までを日程に追加し議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、日程第9から日程第11までを日程に追加することに決しました。

日程第9、議員提出決議案第2号、議案第86号美祢市秋芳総合支所外建設工事の請負契約の一部を変更することに対する附帯決議についてを議題とします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。岡山隆議員。

〔岡山 隆君 登壇〕

○11番（岡山 隆君） それでは、議案第86号美祢市秋芳総合支所外建設工事の請負契約の一部を変更することについてに対する附帯決議、それでは、議員提出決議案第2号、議案第86号美祢市秋芳総合支所外建設工事の請負契約の一部を変更することについて——変更することに対する附帯決議の提案を申し上げます。

これは、本日提出するものであり、賛成者は、山中佳子議員、末永義美議員、戎屋昭彦議員であります。

それでは、決議案を読み上げまして、提案説明に代えさせていただきます。

本定例会において審議した市長提出議案第86号美祢市秋芳総合支所外建設工事の請負契約の一部を変更することについては、当該工事が延伸となった要因において、現時点で不明確な点が多いと言わざるを得ない。しかしながら、本議案は契約にのっとった変更であり、秋芳総合支所外建設工事完成という所期の目的を達成するためには、可決することが必要と判断した。

については、秋芳総合支所外建設工事の請負契約の一部を変更するに当たり、以下の点に十分留意され、状況に応じた措置を取られるとともに、その結果を議会に報告するよう求める。

1、市は工事を監督するものとして、常に施工状況を把握するとともに、特別な事情が生じた場合は、早期解決に努力すること。

2、工事請負契約の変更については安易なものとならぬよう、その要件を十分に精査確認すること。

3、当該工事の延伸は、実施計画において、防火設備認定を受けていない建具を使用していたことに伴い、当初から設計図書の変更を余儀なくされたことに端を発し、その後も適正な施工管理がなされていなかったことに起因すると考える。実施計画及び工事監理等における責任の所在を明確にするとともに、原因者として応分の負担を求めること。

以上、決議する。

令和6年6月24日——失礼しました。令和6年10月24日、美祢市議会としていま

す。

以上で提案理由の説明といたします。

議員の皆様のお賛同を賜りますようお願い申し上げます。

〔岡山 隆君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） ただいま提案理由の説明が終わりましたけども、ちょっと2か所ほど修正がございます。

記、3番目の項目のところ、本来、実施設計でございますけども、実施計画と読み違いをされております。

同じく3番目の項の上から4行目、ここも実施設計でございますけども、実施計画と読まれたので、実施設計に変更するということによろしいですか、岡山議員。

○11番（岡山 隆君） よろしくお願ひします。

○議長（荒山光広君） そのように変更いたします。

提案理由の説明が終わりました——これにて提案理由の説明を終わります。

議員提出決議案第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている議員提出決議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議員提出決議案第2号の討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出決議案第2号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出決議案第2号は原

案のとおり可決されました。

この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可します。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 議長のお許しをいただきましたので、議会の議決を経ずに締結した協定について御報告いたします。

予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負に係る契約の締結については、地方自治法及び条例の規定により市議会の議決が必要となっておりますが、議決を経ずに締結した工事委託に関する協定が1件あることがこのたび判明いたしました。

先日の本会議において、市政の信頼回復に努めるよう要望決議がされたにもかかわらず、議会の議決を経ずに財産を取得した案件に続き、今回の事案が判明したことは誠に遺憾であり、深くおわびを申し上げます。

要望決議を受けさらに詳細な調査を行った結果、令和5年度美祢市公共下水道秋吉広谷浄化センターの建設工事委託に関する協定については、委託契約では——委託契約であります、工事の完成を目的とするものであり、議決が必要となる契約に含まれると解すべきところ、議決を経ていなかったものであります。

なお、この協定は予算に基づき既に執行しておりますが、議決を経ずに財産を取得した案件と同様、判例もありますことから、追認の議案を追加提出することとしております。

今後、要望決議の内容を職員一人一人が真摯に受け止め、適正な事務手続のための法令理解と遵守は当然のこと、内部統制制度の整備と運用に着手してまいり所存でありますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

以上、御報告を終わります。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 日程第10、議案第95号から日程第11、議案第96号までを会議規則第35条の規定により一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 本日、令和6年第3回美祢市議会定例会に追加提出いたしました議案2件について御説明を申し上げます。

議案第95号は、令和6年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、特定環境保全公共下水道整備事業として実施している秋吉広谷浄化センター整備事業において、国の社会資本総合整備——総合交付金が当初の計画よりも減額となる見込みであることから事業の計画期間等を調整し、本年度において、不要となる経費を減額するものであります。

まず、歳出では、環境衛生事業費において、秋吉広谷浄化センター整備事業に係る必要経費を4億2,568万1,000円減額する一方、歳入では、特定財源として、国庫支出金を2億2,730万円、市債を1億9,840万円減額しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ4億2,570万円を減額し、総額を3億4,472万円とするものであります。

次に、債務負担行為の補正であります。

秋吉広谷浄化センター整備事業について、期間を令和8年までの3か年に延長するとともに4億1,995万円を追加し、限度額を16億1,695万円に変更しております。

次に、地方債の補正であります。

汚水処理施設整備事業債について、限度額の変更を行っております。

議案第96号は、令和5年度美祢市公共下水道秋吉広谷浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について、追認を求めるものであります。

これは、議会の議決を経ずに協定を締結しているため、このたび改めて追認の御議決を賜りたく提出するものであります。

以上、提出いたしました議案2件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

日程第10、議案第95号令和6年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。藤井議員。

○7番（藤井敏通君） この案件は、国の社会資本整備総合交付金が減額になる見込みであるから、それに沿って期間を延長したり、あるいは市債を負担、債務負担行為を補正したり、地方債を補正したりということでございますけれども、まず、当てにしておりました交付金が減額になるということで、それに基づいて、この整備

計画そのものもその金額に合わせて縮小するとか、そういうふうなことは考えられてないんでしょうか。

2番目、もし計画どおりやるとしたらですね、じゃあその財源はどのように考えられておるんでしょうか。

3番目、期間延長ということになりますと、実際に整備において、利便性が上がると思われる地区の皆様がそれだけ完成が遅ければ利便っていうかが受けられない、遅くなるということになると思うんですけども、その辺はどのように考えられていらっしゃるんでしょうか、以上3点、お聞きいたします。

○議長（荒山光広君） 吉村施設課長。

○上下水道局施設課長（吉村昌展君） ただいまの藤井議員の御質問にお答えします。

まず、補助金が、交付が減額により縮小の計画があるかということでございますが、現在の計画どおり、事業を進めていきたいと思っております。で、減少傾向——計画はありません。

次に、財源が減って——交付金が減っておる中で、事業がちゃんと実施できていけるのかということになりますけども、この事業におきましては、当初、令和6年度、7年度の2か年での実施としておりましたけれども、令和6年度の内示額や令和7年度見込額においても、補助金が予定どおり見込めないこととなったことから、国や県と協議したところ、事業計画を2年から——2か年から3か年に変更し一括設計審査を申請し、承認を得られれば令和7年度、令和8年度までの補助金は優先的に配分されるとのことから、事業計画を令和6年度から令和8年度までの3か年で見直しをしております。

それを受けて、見直した計画に基づいて、一括設計審査申請をし承認を得ておりますので、令和7年度以降の補助金は優先的に配分されると考えております。

続きに、補助金が減って、事業が遅れて、供用開始の時期が遅れるのではというところですがけれども、今現在、秋吉台広谷地区の汚水処理施設であります秋吉地域し尿処理施設が老朽化していることからこの事業が始まったわけですがけれども、今現在古い施設ではありますけれども、秋吉台広谷地区の汚水処理は行っておりますので、早急に秋吉広谷浄化センター整備事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） ただいまの御回答というか、お聞きした1つは、今年、来年の補助金ですか、交付金は当初見積もった額に比べると少なくなるけれども、当初2年で、その金額を一応3年ないし4年延ばすことで、トータルの額が確保できるというふうなお答えだったと私は理解したんですけど、そういう理解でよろしいのでしょうか。

そして、今も古いながら、その秋吉の浄化槽っていうのは一応利用ができてるんで、これが2年延長したとしても、何とかこれを御利用の皆さんに不便をおかけしないで何とかいけるという見込みだというふうに、また回答で理解しましたが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

だから、財源として、交付金が少なくなったんで、その分をいわゆる市債か何か、一般財源から充てるとかいうことではなくて、あくまでも交付金事業ということで、期間は長くなるんだけど完成をすると、こういう理解でよろしいですか。

○議長（荒山光広君） 吉村施設課長。

○上下水道局施設課長（吉村昌展君） 藤井議員の御質問にお答えします。

事業が2か年から3か年伸びますけれども、補助金を活用して実施していきたいと考えております。御発言のと通りの理解でよろしいと思います。

それと今現在、秋吉地域し尿処理施設が運用しておりますので、修繕をしていき、なるべく早く秋吉広谷浄化センターを完成させたいと思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第95号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第95号の討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第95号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第96号令和5年度美祢市公共下水道秋吉広谷浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について、追認の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第96号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第96号の討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第96号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これにて、令和6年第3回美祢市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後2時00分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年10月24日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃